

別表4 環境法規制一覧表

1 すべての所属に関する環境法規制

区分	名称	概要
全般	環境基本法	<p>地方公共団体の責務（第7条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及び地域の自然的社会的条件に応じた施策等を策定し、実施する。 <p>事業者の責務（第8条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に努めるとともに、国や県等が実施する環境の保全に関する施策に協力する。
	環境の保全と創造に関する条例（兵庫県）	<p>事業者の責務（第4条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に伴って生じる公害を防止するとともに、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じ、緑化、ごみの散乱の防止等に必要な措置を講じなければならない。
	姫路の環境をみんなで守り育てる条例	<p>事業者の責務（第5条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に伴って生じる公害を防止し、自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講じなければならない。 ・事業活動に関し、環境への負荷低減その他の環境の保全と創造に自ら積極的に努める。
	姫路市公害防止条例	<p>基本的責務（第3条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公害を発生させてはならない。 <p>最大限の努力義務（第4条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令等に違反しないことを理由として、公害防止について最大限に努力することを怠ってはならない。
エネルギー	エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネルギー法）	<p>エネルギー使用者の努力（第4条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギーに努めなければならない。
	地球温暖化対策の推進に関する法律	<p>地方公共団体の責務（第4条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進する。 ・事業活動に関し、温室効果ガス排出量の削減等に資する措置を講じる。
環境配慮	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律	<p>職場における環境保全の意欲の増進及び環境教育（第10条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用する者の環境保全に関する知識及び技能を向上させるよう努める。
	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）	<p>事業者の責務（第5条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物品の購入、役務の提供を受ける場合等には、できる限り環境物品等を選択するよう努める。
	国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）	<p>地方公共団体の責務（第4条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス等の排出の削減を図るため、省エネルギー等に努める。 ・地域の自然的社会的条件に応じて、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素を考慮して、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に努める。

区分	名 称	概 要
廃棄物	循環型社会形成推進基本法	<p>事業者の責務（第 11 条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業活動を行う際には、原材料等がその事業活動において廃棄物等となることを抑制するために必要な措置を講じる。 ・原材料等がその事業活動において循環資源となった場合には、適正に循環的な利用等を行うとともに、循環的な利用が行われない循環資源について自らの責任において適正に処分する。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）	<p>事業者の責務（第 3 条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理するとともに、再生利用等を行うことによりその減量に努める。
	資源の有効な利用の促進に関する法律	<p>事業者の責務（第 4 条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業活動を行う際には、原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部品を利用するよう努める。 ・製品の長期間使用に努める。 ・使用済の製品、副産物等の再生資源、再生部品としての利用を促進するよう努める。
	姫路市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	<p>事業者の責務（第 2 条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任で適正に処理しなければならない。 ・事業活動に伴って生じた廃棄物を自ら処理することが困難な場合には、廃棄物処理業者に委託することにより適正に処理しなければならない。
	姫路市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例	<p>事業者の責務（第 3 条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に伴い保管する産業廃棄物の適正な処理を行う。

2 特定の所属に関する環境法規制

区分	名称	主な規定
大気	大気汚染防止法 (ばい煙関係)	<ul style="list-style-type: none"> 排出基準 (第 3 条) ばい煙発生施設設置の届出等 (第 6 条～第 8 条、第 11 条、第 12 条) ばい煙の排出の制限 (第 13 条、第 13 条の 2) ばい煙量等の測定及び結果の記録 (第 16 条) 事故時の措置 (第 17 条)
	大気汚染防止法 (特定粉じん排出等 作業関係)	<ul style="list-style-type: none"> 作業基準 (第 18 条の 14) 特定粉じん排出等作業の実施の届出 (第 18 条の 17) 事前調査に要する費用負担等 (第 18 条の 15 第 2 項) 特定工事の発注者等への配慮等 (第 18 条の 16)
	大気汚染防止法 (水銀関係)	<ul style="list-style-type: none"> 排出基準 (第 18 条の 27) 水銀排出施設設置の届出等 (第 18 条の 28～30、第 18 条の 36 第 2 項) 排出基準の遵守義務 (第 18 条の 33) 水銀濃度の測定及び結果の記録 (第 18 条の 35)
	環境の保全と創造に 関する条例 (兵庫県)	<ul style="list-style-type: none"> 規制基準の遵守 (第 35 条) 工場等の設置の許可等 (第 36 条、第 39 条～第 42 条) 特定施設等の設置等の届出 (第 43 条、第 44 条、第 47 条) 事故時の措置 (第 52 条)
	姫路市公害防止条例	<ul style="list-style-type: none"> 規制基準の遵守 (第 22 条) 工場等の届出 (第 23 条) 事故時の措置 (第 25 条)
	ダイオキシン類対策 特別措置法	<ul style="list-style-type: none"> 排出基準 (第 8 条) 特定施設の設置等の届出 (第 12 条～第 14 条、第 18 条、第 19 条) 排出の制限 (第 20 条) 事故時の措置 (第 23 条) 廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理等 (第 24 条、第 25 条) 設置者による測定及び市長 (環境政策室) への報告 (第 28 条)
	フロン類の使用の合理 化及び管理の適正 化に関する法律 (フロン 排出抑制法)	<ul style="list-style-type: none"> 第一種特定製品の管理者が講ずべき措置 (第 16 条) (第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項) 機器の点検・修理、冷媒の充填・回収等の履歴を記録・保存
水質	水質汚濁防止法	<ul style="list-style-type: none"> 排水基準 (第 3 条) 特定施設等の設置の届出等 (第 5 条～第 7 条、第 10 条、第 11 条) 排水の排出の制限 (第 12 条) 総量規制基準の遵守義務 (第 12 条の 2) 構造基準等の遵守義務 (第 12 条の 4) 排水の汚染状態の測定、定期点検の義務等 (第 14 条) 事故時の措置 (第 14 条の 2)
	環境の保全と創造に 関する条例 (兵庫県)	<ul style="list-style-type: none"> 規制基準の遵守 (第 35 条) 工場等の設置の許可等 (第 36 条、第 39 条～第 42 条) 特定施設等の設置等の届出 (第 43 条、第 44 条、第 47 条) 事故時の措置 (第 52 条)
	姫路市公害防止条例	<ul style="list-style-type: none"> 規制基準の遵守 (第 22 条) 工場等の届出 (第 23 条) 事故時の措置 (第 25 条)

区分	名 称	主な規定
	ダイオキシン類対策特別措置法	<ul style="list-style-type: none"> ・排出基準（第 8 条） ・特定施設の設置の届出等（第 12 条～第 14 条、第 18 条、第 19 条） ・排出の制限（第 20 条） ・事故時の措置（第 23 条） ・廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理等（第 24 条、第 25 条） ・設置者による測定及び市長（環境政策室）への報告（第 28 条）
	瀬戸内海環境保全特別措置法	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設の設置の許可等（第 5 条、第 7 条、第 8 条～第 10 条） ・水質汚濁防止法等の適用関係（第 12 条） ・みなし指定地域特定施設に係る排出水の排出の規制等（第 12 条の 2）
	下水道法	<ul style="list-style-type: none"> ・使用の開始等の届出（第 11 条の 2） ・特定事業場からの下水の排除の制限（第 12 条の 2） ・特定施設の設置等の届出等（第 12 条の 3、第 12 条の 4、第 12 条の 7、第 12 条の 8） ・事故時の措置（第 12 条の 9） ・水質の測定義務等（第 12 条の 12）
水質	姫路市下水道条例	<ul style="list-style-type: none"> ・特定事業場からの下水の排除の制限（第 9 条） ・使用開始等の届出（第 11 条）
	浄化槽法	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽によるし尿処理等（第 3 条） ・設置等の届出、勧告及び変更命令（第 5 条） ・設置後等の水質検査（第 7 条） ・保守点検（第 8 条） ・清掃（第 9 条） ・浄化槽管理者の義務（第 10 条、第 10 条の 2） ・定期検査（第 11 条）
土壌	土壌汚染対策法	<ul style="list-style-type: none"> ・使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査（第 3 条） ・土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査（第 4 条）
振 騒 動 音 ・	騒音規制法	<ul style="list-style-type: none"> ・規制基準の遵守義務（第 5 条） ・特定施設の設置の届出等（第 6 条～第 8 条、第 10 条、第 11 条） ・特定建設作業の実施の届出（第 14 条）
	振動規制法	<ul style="list-style-type: none"> ・規制基準の遵守義務（第 5 条） ・特定施設の設置の届出等（第 6 条～第 8 条、第 10 条、第 11 条） ・特定建設作業の実施の届出（第 14 条）
	環境の保全と創造に関する条例（兵庫県）	<ul style="list-style-type: none"> ・規制基準の遵守（第 35 条） ・特定施設等の設置等の届出等（第 43 条、第 44 条、第 47 条） ・特定建設作業の実施の届出（第 59 条）
	姫路市公害防止条例	<ul style="list-style-type: none"> ・規制基準の遵守（第 22 条、第 34 条） ・工場等の届出（第 23 条） ・事故時の措置（第 25 条） ・特定建設工事の届出（第 35 条）
廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の責務（第 3 条） ・市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出（第 9 条の 3） ・周辺地域への配慮（第 9 条の 4） ・事業者の産業廃棄物の処理（第 12 条） ・事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理（第 12 条の 2） ・産業廃棄物管理票（第 12 条の 3） ・技術管理者（第 21 条） ・事故時の措置（第 21 条の 2）

区分	名 称	主な規定
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (PCB 廃棄物特別措置法)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の責務 (第 3 条) ・保管等の届出 (第 8 条) ・期間内の処分 (第 10 条) ・譲渡し及び譲受けの制限 (第 11 条) ・承継 (第 16 条) ・譲渡し及び譲受けの制限 (第 17 条) ・ポリ塩化ビフェニル使用製品の規制等 (第 18 条、第 19 条)
	産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例 (兵庫県)	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌安全基準に適合しない土砂埋立て等の禁止 (第 22 条) ・特定事業の許可 (第 23 条)
エネルギー	エネルギーの使用の合理化に関する法律 (省エネルギー法)	<ul style="list-style-type: none"> ・判断基準の遵守 (管理標準の設定、省エネ措置の実施等) (第 5 条) ・特定事業者の指定 (第 7 条) ・エネルギー管理統括者 (第 7 条の 2) ・エネルギー管理企画推進者 (第 7 条の 3) ・第一種エネルギー管理指定工場等の指定 (第 7 条の 4) ・エネルギー管理者 (第 8 条) ・エネルギー管理者の職務 (第 11 条) ・エネルギー管理員 (第 13 条) ・中長期的な計画の作成 (第 14 条) ・定期の報告 (第 15 条) ・第二種エネルギー管理指定工場等の指定 (第 17 条) ・準用規定 (第 18 条) ・エネルギー管理者等の義務 (第 19 条の 3)
エネルギー	地球温暖化対策の推進に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス算定排出量の報告 (第 26 条)
エネルギー	環境の保全と創造に関する条例 (兵庫県)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定物質排出抑制計画の作成等 (第 142 条の 2) ・特定規模排出事業者による取組状況の公表 (第 142 条の 7) ・特定事業における排出の抑制 (第 143 条)
エネルギー	中小規模の事業者に対する温暖化ガス排出抑制指導要綱 (兵庫県)	<ul style="list-style-type: none"> ・排出抑制計画等の作成 (第 3) ・排出抑制措置結果報告書の提出 (第 3)

3 公共工事に関する環境法規制

区分	名称	主な規定
全般	環境影響評価法	<ul style="list-style-type: none"> ・配慮書の作成等（第3条の2～4、7） ・方法書の作成等（第5条～第7条、第9条） ・環境影響評価の実施等（第11条、第12条） ・準備書の作成等（第14条～第17条、第19条） ・評価書の作成等（第21条、第22条） ・評価書の補正等（第25条～第27条） ・対象事業の内容の修正等（第28条～第30条） ・評価書の公告及び縦覧後の手続（第31条、第32条、第38条）
	環境影響評価に関する条例（兵庫県）	<ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価概要書の作成等（第8条、第9条、第11条） ・環境影響評価準備書の作成等（第13条、第14条、第16条、第19条） ・環境影響評価書の作成等（第21条、第24条～第31条）
	エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネルギー法）	<ul style="list-style-type: none"> ・建築主の努力（第72条） ・第一種特定建築物に係る届出、指示等（第75条） ・第二種特定建築物に係る届出、勧告等（第75条の2）
	環境の保全と創造に関する条例（兵庫県）	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の緑化（第117条） ・国等に関する特例（第118条の3） ・建築物環境性能評価書の届出（第118条の5） ・建築物環境性能評価書の変更の届出（第118条の6） ・工事完了の届出（第118条の8）
大気	大気汚染防止法	<ul style="list-style-type: none"> ・特定粉じん排出等作業の実施の届出（第18条の17） ※ 提出義務は発注者 ・特定工事の発注者等への配慮等（第18条の16）
	石綿障害予防規則	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者の責務等（第8条） ・建築物の解体等の作業等の条件（第9条）
	環境の保全と創造に関する条例（兵庫県）	<ul style="list-style-type: none"> ・特定工作物解体等工事の実施の届出（第57条） ※ 提出義務は元請業者
	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種特定製品の管理者が講ずべき措置（第16条） （第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項） 第一種特定製品の廃棄等における回収証明書の確認・保存
騒音・振動	騒音規制法	<ul style="list-style-type: none"> ・特定建設作業の実施の届出（第14条） ※ 提出義務は元請業者
	振動規制法	<ul style="list-style-type: none"> ・特定建設作業の実施の届出（第14条） ※ 提出義務は元請業者
	環境の保全と創造に関する条例（兵庫県）	<ul style="list-style-type: none"> ・特定建設作業の実施の届出（第59条） ※ 提出義務は元請業者
	姫路市公害防止条例	<ul style="list-style-type: none"> ・特定建設工事の届出（第35条） ※ 提出義務は元請業者
廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の産業廃棄物の処理（第12条） ・事業者の特別管理産業廃棄物の処理（第12条の2） ・産業廃棄物管理票制度（第12条の3） ※ 排出事業者及び産業廃棄物管理票交付義務者は元請業者
	姫路市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・建設資材廃棄物の引渡完了報告等（第17条） ※ 提出義務者は元請業者（発注部署及び産業廃棄物対策課にそれぞれ提出）

区分	名 称	主な規定
廃棄物	建設工事に係る資材の再資源化に関する法律 (建設リサイクル法)	<ul style="list-style-type: none"> ・国等に関する特例 (第 11 条) ・対象建設工事の届出に係る事項の説明等 (第 12 条) ・対象建設工事の請負契約に係る書面の記載事項 (第 13 条) ・発注者への報告等 (第 18 条) ※ 説明書等の作成義務は元請業者
	建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令	<ul style="list-style-type: none"> ・再生資源利用計画の作成等 (第 8 条) ※ 作成義務は元請業者
	建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令	<ul style="list-style-type: none"> ・再生資源利用促進計画の作成等 (第 7 条) ※ 作成義務は元請業者
	土木工事共通仕様書 (姫路市)	<ul style="list-style-type: none"> ・再生資源利用計画書 (実施書) の確認 (第 1 編) ・再生資源利用促進計画書 (実施書) の確認 (第 1 編) ・建設副産物計量伝票及びマニフェスト総括表の確認 (第 2 編 3-3 の 6, 7)